

近世京都における町自治について

山 田 敦 子

はじめに

近年、都市景観の保存や市町村史の編纂等により都市研究はとくに注目をあびてきている。また、都心部の過疎化と都市近郊の再開発による人口のドーナツ化現象や、災害、日照権、自動車公害などの現在のさまざまな都市問題も、都市史研究への直接的な関心を高めている。

従来 of 日本における都市史研究というと、ヨーロッパの中世自治都市の研究に触発された、わが国と西洋との比較史研究が中心であった。ただ、京都に関していえば、故秋山国三氏による『公同沿革史』⁽¹⁾という大変な労作があり、そこでは単なる東西都市の比較ではなく、自治の伝統を中世から近世へかけての市民的自治の形成史のなかにみよう

として、都市構造の詳細な分析が行なわれた。また、京都市編『京都の歴史』⁽²⁾でも、そうした視角から町組を中心にした総合的な都市研究が進められてきた。

しかし、近世都市を構成するもつとも基本的な単位と考えられる町共同体の個別研究は少なく、町とはいったい何なのか、町自治とは歴史具体的にどのようなものなのかという点も、ほとんど究明されていない。京都のいろいろな町の江戸時代の町規則をみると、町規則によって、家屋敷の相続・売買や結婚等のきわめて個人的で私的な事柄に属すると考えられることまで、町の干渉をうけていることなどに気づく。支配者の権威が失墜し、社会秩序が混乱した世の中で、京都の市民が自らの生命と財産を守るために結成した生活共同体としての町が、なぜ個人生活にまでた

入ってくるのか。町共同体と町の構成員とはどのような関係にあるのか。また、幕府・権力が町の運営の細部にまで規制を加えるのはなぜか。町自治とはどのような構造と機能をもっており、それは、支配者にとってまた町の構成員にとって、どのような役割を果たしていたのか。

「町」の具体的分析が、あまり行なわれていない今日、町文書として残っている町規則から、近世都市における町共同体の構造と機能をあきらかにすることにより、「町共同体」の実態を浮き彫りにして、「町」とは何か、「町自治」とはいかなるものか、究明してゆきたい。

一 町規則とその構成

秋山国三氏の研究によれば、町結成の目標は相互扶助であり、その形態は火急の際にも結束しやすい、道路をはさむ両側町であった。その町が自治活動の上で最も力を入れたものは、町内秩序の維持であったという。そのためには、町内居住者の一体感が必要であり、町内意識を高める努力がはらわれたのである。そして、町中の申し合せが成文化され町規則が誕生したという。

町規則がいつ頃からつくり出されたのかは、今のところ明らかではないが、早い例としては、『冷泉町記録』における天正十三年（一五八五）正月の家屋敷の売買に関する次のような定が知られている。

一家のかいてより分一出一へき事

一み志られ五十疋出申へき事

一あゆ酒出可申事

ところで、町規則の表題をみてみると、清和院町においては、寛永十六年（一六三九）には「定法度之事」とあり、正保四年（一六四七）では「又相定申事」、さらに、万治二年（一六五九）には「町中定之事」とあり、「法度」から「定」へとその呼称が変わっているのがわかる。十七世紀前半の鶏鉾町や三条衣棚町においても、「法度」と称されていた。また、中立売町や南新在家町では「式目」から「定」へと変わっている。そして、十七世紀後半の足袋屋町においては、ずっと「式目」と称されており、各町によって呼び方は異なっているが、だいたいにおいて「法度」・「定」・「式目」と称されていた。（第Ⅰ表参照）

秋山氏の研究によれば、町規則は、それぞれ事情を異に

第I表 町規則表題一覧

年 代	町 名	表 題
天正16 (1588)	冷泉町	家うりかい定之事
慶長8 (1603)	中立売町	中立売町式目
" 10 (1605)	三条衣棚南町	法 度
寛永16 (1639)	清和院町	定法度之事
正保4 (1647)	"	又相定申事
慶安元 (1648)	鶏 鉾 町	定 法 度
" 2 (1649)	足袋屋町	足袋屋町式目之覚
[明暦2 以前]	中立売町	定
万治2 (1659)	清和院町	町中定之事
寛文3 (1663)	長刀鉾町	定
" 5 (1665)	足袋屋町	足袋屋町式目之覚
延宝4 (1676)	一色町	当町祝儀之定
貞享5 (1688)	二条西洞院町	当町諸事式目
元禄10 (1697)	足袋屋町	式 目
" 14 (1701)	小泉町	町内式目之覚
享保元 (1716)	万里小路通八幡町	諸事町中式目之定
" 4 (1719)	饅頭屋町	定
" 8 (1723)	室町通蛤薬師町	町之法式
寛延3 (1750)	南新在家町	町内定式目
寛政2 (1790)	作 庵 町	町式目并諸記録
享和3 (1803)	西亀屋町	町汁之定
文化6 (1809)	南新在家町	定

する町の慣習を成文化したもので、町のおかれた条件や環境によっても異なっているが、町自治の運営上なんらかの規格があることを必要としたものであるため、町の運営に
関する点では共通する内容が多い。

第II表 項目分類

(行政)	法令	守	宿	借	之	事
	読物	之	借	家	之	事
	訴訟	事	(相 続)	跡	目	之
(町役人)	年寄	之		養	子	之
	五人組	之	(家の売買)	譲	状	之
(会合)	相談	衆		町衆	買申	次第
	汁合	之	(冠婚葬祭)	廿分	一銀	之事
(防犯・防火・治安)	寄合	之		町振	舞	之事
	夜番	之		婚礼	・入婿	之事
	番行	事		娘縁付	・剃髪	之事
	日行	事	(出 銀)	家督	受始	而町出候...
	出火	有		町之	用錢	私之事
	町火	消		出 銀	之	覚
	留守	に		町之	用 人	之事
	相互	扶		町 入	用 銀	
	家之	組		家		作

町規則の条目を内容から分類してみると、第II表のようになる。これらをさらに大きく括ってみると、町の構成に
関するものと、運営に関するものの二つに大別できるような
である。しかし、条目の中には、双方の要素をあわせもつ

注) 享保8年の室町通蛤薬師町規則に見える項目

ているものもあり、全項目が明瞭に区別できるわけではない。

町規則の中では、とくに家屋敷の売買、借屋、相続、養子、町入等に関する手続・資格・儀礼を規定するものが最も多く、細部にわたっている。たとえば、家屋敷売買の時には請人が必要であり、町中へ広めが要求され、その振舞や礼金の額まで決められている。相続にいたっても同様である。これらは、町への居住に関する問題でもある。すなわち、町を構成する住民にかかわる事であり、将来町自治を運営する要員となる人の権利の獲得に関することであるから、町内の安寧の確保及び秩序の維持という観点からは、極めて重要であった。そのため、町自身の手によって厳しくチェックされていたのである。

このように、町の構成員に関する問題が、一番重要であるには相違ないが、単にそれだけの理由で、多くの様々なる規定が必要なのであるか。町内居住者すなわち町構成員の居住が永続的であれば、そうした規則は不用であろう。詳細な規定があるということは、町への出入が激しく、住民に流動性があるということの反証である。住民に流動性

があるからこそ、町への居住に関する規定が町規則の中で一番詳細に規定されているともいえるし、町規則を成文化する必要があったといえる。とはいえ、なぜ流動性があるのかという点については、都市構造や政治経済全般にもかかわることであり、今後の研究課題としたい。

町には、自治の主体として町民を統率し、対内・対外の事務を職掌とした年寄と、それを補佐した五人組と称する役員がいた。年寄や五人組の地位に就くには、町を構成するすべての人に資格があるわけではなく、町の富裕者、つまり有力者が選出された場合が多かったようである。もちろん、町規則によって、資格や職掌は決められていたのである。『京都旧記録』によれば、明暦二年（一六五六）二月に次のような触状が出されているという。

今度年寄役老町ニ老人ツ、相定可置候、五人組役其町
人数次第ニ式人ニ而も三人ニ而も組役ニ相定可置。
尤、年寄役ハ町ニ而も歴々家老より中老以上之者、出
生・身上・商売筋宜者ニ為相動可申事、右、年寄組役
相極メ候ハ、御役所江早速訴可出候、
右之趣、町々不残様可相触もの也

町役人に関する町規則は、この触の影響を強くうけてい
ると考えられる。

自治自衛を目的として、自主的に町を結成した戦乱時に
おいては、町の統率者の存在は必然であり、その人物によ
つて、町の目的を達成し得るか否かを決定するため、才知
ある人を必要としたのである。しかし、泰平の世となり、
幕府に利用されるようになる、必ずしも才知ある人を必
要としないのみならず、惰性的に町に備わる機関となつた
という。そのため、町役人の活動は、事なかれ主義となつ
ていったといわれる。

次に、実際の構成員である家持と借屋人についてふれて
みたい。町内に家屋敷を持つているのが、家持である。移
動性が強く、定任の可能性が比較的希薄な借屋人は、町自
治の運営から排除されており、会所の寄合参加は、家持の
みであった。しかし、行為は、家持層と同じく拘束をうけ
ており、様々な制約があった。

町内で、借屋人は諸種の負担にも差をつけられていた。
経済的事情を考えれば当然のことかもしれないが、『冷泉
町記録』元和六年（一六二〇）条によれば、

一（前略）若、初中後、其所江不出人ハ、くわせんとし
て銀子卅枚可出候事

一借屋衆之御出なく候ハ、くわせんとして銀子拾枚
御出し可有事

とあり、火災のような緊急時においても、過銭の額が、家
持とは異なっていた。

借屋人は、付き合ひの上からも家持層とはつきり区別さ
れていたようで、「六角町万式目覚」に、「借屋衆中江町衆
振廻ニ参候事、可致無用事」とある。

また、借屋人は居住権が弱く、契約の破棄は家主の恣意
的な判断にまかされていたようで、「象牙屋彦兵衛借屋請
状」に、「家主より家人用之儀有之節ハ、何時ニ而茂為致
家替、早速明渡させ可申候」とある。つまり、家主が出て
行けと言えば、いついかなる時でも即出て行かなければな
らないのである。このことは、町内部に家持と借屋人とい
う階層差が存在したことを示しており、町の構成員と準構
成員との間の質的な格差をあらわしている。

町内の寄合は、町汁という名で呼ばれ、全員参加が義務
づけられていた。汁とは、もともと公家達が、魚貝鳥獸等

の到来物のあった場合に、一席を設け、懇親者を招いて催す会食のことであり、いつしか町運営の上においても欠くことのできない行事となっていた。

町汁では、自治に関する実際問題を話し合いによって処理し、そのあとで、各持ち寄りの菜食で会食をしたのである。これは、親睦的な意味もあったと思われる。事実、時代が下るにつれ、寄合と汁は区別されるようになり、寄合は毎月行なわれたが、汁は年に一〜二回だけのことが多かった。そして、期日や菜数、或いは献立に至る迄、町規則で規定されるようになっていったのである。

ところで、町規則の中で二番目に多いのが、諸祝儀出銀の規定である。それは、婚姻、養子、烏帽子、隠居、後見人顔見世等多種にわたっている。会所や木戸の建設・修理、或いは寄合の費用、さらに町ぐるみの遊興等は、町独自で徴収された町費というべきものでまかなわれたのである。家売買の礼金や諸祝儀銀は、町の人の義務であった。これは、町の人が出す町費により町が運営され、町の人々に還元されていたのであるから、当然といえよう。なかには、町内財政の再建のために、町中で新講を催した町もあ

る。⁽⁸⁾つまり、お金を出すことによって、自分達の町を自分達でつくるという意識を持っていたといえる。

そして、婚姻、隠居、相続等のように、生活用式や生活空間に、なんらかの変化が生じた場合は、町内へ披露し町の人々の承認を得るというのが原則となっていた。これは「広め」により跡目争い等のトラブルを未然に防ごうとする意図が含まれていると同時に、町内に見知らぬ人がいないように、生活を脅かす危険なものを連帯責任において排除しているであろう。

以上のように、町規則を通して、町自治というものを分析してみると、その機能は、二つに大別される。

まず、第一の機能は、支配機構の一端として行政的な役割をなう自治である。これは、町共同体の外から干渉をうけて行なわれるもので、幕府の都市政策の影響をうけていると言える。

町の構成は、年寄・五人組という町役を筆頭に、家持層、借屋人及び奉公人という順で、ピラミッド型をなしていた。幕府は、その頂点である年寄を掌握することで町全体を掌握し、幕政の徹底をはかり、ひいては京都を手中に

おさめ、封建的治安を確保したのである。

第二の機能は、住みよい町づくりをしようとする、町共同体の内部からの自生的な自治である。これは、町自治本来の姿と言えるもので、町内の人の対等の関係、すなわち、町構成員の平等性の上に成り立っていたのである。

この二つの機能は、町共同体の外からと内から、縦と横の関係という点で、お互いに相反するものがあるが、その根底においては、密接に関わりあい、お互いに補充しあっているといえる。そして、両者の連関のあり方が、町の個性やその歴史の意味を深く規定しているように見える。

二、行政的自治機能の強化

町共同体のもつ行政的自治機能とは何か、そしてまた、それはどのようにして形成されていったのか、ここではこの点を深めてみる。

戦国期における町自治、町民の自衛・武装の象徴として、釘貫ともいう木戸門や堀などの防御施設の建営がよく語られる。たとえば、『実隆公記』大永七年（一五二七）十一月二十八日条の「凶賊、此辺可闖入之由風聞、仍門際令構

牆、比興々々、北釘貫前堀上、以竹構牆、件竹五十五本師所望權中納言者也」や、『言繼卿記』の同年十二月一日条の「昨日の無念に此ちやうへよせ候由申候、ちやうのかこい仕候間、竹所望之由申候間、十本遣候、此方のつしの口にかまへを仕候了」などの記事がそうである。

ところで、こうした戦国期の木戸門と江戸期の木戸門とは、同じ町々の木戸門ではあっても、大きな相違点を見いだすことができる。戦国期における木戸門は、前引の史料にみられるように、都市内のある特定の地域に特定の理由で建営されており、きわめて個別的、地域的であり、都市施設としての意味は弱かったと見られる。これに対して、江戸期の木戸門には、各町々の建営する木戸門でありながら、都市的、政治的な意味合いが強くなっているようである。

『言緒卿記』慶長十九年（一六一四）十月八日条に見える「洛中町々ノ門、夜中ニ不可通、但シ板倉伊州者ト名乗候者可通」という所司代板倉勝重の政令や、『冷泉町記録』所収の慶長二十年五月の「今度御陣中、京都夜番之儀、一町之内より家主十人つゝ罷出、両方の門ニ火ヲたき、宵之

六ツ過候ハ、くゝりをさし一切之出入在間敷候、公儀御用の使をハ、いつれの所江成共落付申所江、其町より先々へ送届申事」という一条は、大坂夏の陣という非常時に際しての状況を示すが、京中の町々の木戸門について、徳川氏に有利な開閉を統一的に指示し、全市的に機能させようとしたことを示している。

市民的な自衛武装の防御施設としての木戸門が、戦国期に個別的地域的な機能をもったのに対し、江戸期には都市施設的な機能をもたされたのは、近世的な統一政権成立前には都市内部に複雑な領主権が錯綜していたが、統一政権樹立後は錯雑な領主権が一掃され、一元的な都市支配が確立したからであると考える。

一町中木戸をたて、番太郎家へ引こみ罷在、病人にて
医者をやひに参候もあけす候由、早々罷出、使に参
候主人の名をも聞、さきの医者の名をも聞、さき

さきへ其町より送候て可通事

一其町へ盗人入候ハ、次之町二町三町まで木戸をうち、木戸をあけす候て次之町へ申届、我等やしき迄

町つたへに可申越事

(後略)

これは、慶安元年(二六四八)十一月二十八日付の所司代板倉重宗の触である。医者(イ)の送り迎えや盗人の処置などをめぐり、町自治のシンボルである木戸門の開閉が、画一化され法制化されていく姿を、ここに見ることが出来る。各町々の治安を守るべき木戸門は、各町が勝手気ままに開閉するのではなく、統一的に一定の規律をもって開閉すること、その機能をより充実したものとすることが出来る。すなわち、町自治とは都市的規模での実践でより一層の効果をあげるといふことであろう。

しかし、近世的な統一権力としての豊臣政権・初期徳川政権が、個々の町共同体を都市支配の基本的単位として認識していたか。また、町共同体がそうした近世都市の行政的機能になえるような構造を、当初からもっていたかは疑わしい。詳細な分析は後考を俟ちたいが、近世初頭の都市支配においては、行政的単位としては町共同体よりもうすこし広域な町組織や地域が、重視されたのではないかと思う。たしかに、連帯責任としての「一町切」思想や、町共同体の代表としての月行事の処罰事件などもみられる

が、それらは慶長八年にはじめられたという十人組制度に典型的にあらわれる、町人間の相互監視と連帯責任の思想とよく似た側面をもっている。

江戸時代初頭に、所司代を通じて令された町々の役割とといったものをあげてみると、火の用心、悪事の取り締まり、木戸の開閉、キリシタンや牢人の穿鑿等、治安維持に関することが多い。これは、関ヶ原合戦や大坂の陣に代表される江戸初期の政情不安と直接関連している。治安警察的任務を契機として、町共同体の自治機能を行政的に利用し組織化していったものと見られる。しかし、そうした治安警察的任務だけなら、先述のように、十人組あるいは五人組の制度でもよかつたはずであるが、十人組や五人組ではなく、封建領主は町共同体の構成や運営に介入し、これを指導・助言するというかたちをとりながら、都市行政の基本単位として定立しようという動きが見られる。

町々年寄之事、廻年寄は、或若輩老病、或無理非法之者多有之故、口々心々に申分仕、却而訴論災難に成族多し、相定年寄無之町は、早宿老を定置、最前令触知ことく、毎月二日於会所諸事吟味致へし、

(後略)

これは、所司代牧野親成が令した明暦二年一月二十六日付の「京都町々年寄可相定触状」である。この史料からは、京都の町々において廻年寄といった無責任な町運営が行なわれている場合があることを知れるし、そこから都市行政に町自治を利用しようとする支配者に対する京都町民の反抗を推測することも可能かもしれない。しかし、何よりも大切なのは、「訴論災難」等による町機能の停滞で町民が迷惑する構造をえがき出していることである。責任ある町年寄の選出は、治安警察的視点よりも、町民の権利・利益にかかわる民政的観点から要請されるというかたちをとっている。

たしかに町共同体は、治安警察的団体としてよりは、生活共同体である。生産の場であり生活の場である町には、構成員の複雑な権利義務が交錯している。家屋敷の所有一つにも個人的所有と共同体的所有が関係しているという。町民の権益が正当に保護されるには、町自治が貫徹されなければならぬ。また、封建権力の民政といえども、民衆の権益慣行を無視しては成立しえない。

所司代による京都支配が、治安警察的段階から商工業や市民生活を中心とする民政的段階へと移るに従い、町自治機能が行政のなかで重視されていったのは当然であろう。

町自治の確立のシンボルとしての町年寄の選出は、上意下達の命令系統の整備、町共同体の行政単位としての位置づけといふかたちをとった。具体的な方策としては、町年寄の責任を重くするとともに、町民に対する町年寄の指導監督権を明確化する。

たとえば、元和四年（一六一八）二月二十日の撰銭令に「若、於見隠ハ、其一町之年寄行事、為過料ひた錢五貫文罷出可申、其外町中より、家一間に百文宛為過料集、帳に書付指上可申候」とある。また、元和九年九月二十三日の牢人追放令にも「牢人を指置其町之者為過料地口六拾間ニ付而銀子尅買目可出、并拾人と者町並一倍可為過料、年寄分者町なミ三増倍過慮可出事」と見える。これらは、町年寄の行政上の責任、共同体のリーダーとしての責任の重さを宣告したものである。

いっぽう、町年寄に対して重い責任を要求するとともに、その町年寄の町共同体内における指導監督的地位の確

立にも、所司代は関与している。さきの明暦二年正月の牧野所司代による「京都町々年寄可相定触状」に対しては、京中の町々から請書が上呈されたようである。ただし、この請書の文案も所司代の側で指示したものであった。請書の一部を紹介してみよう。

御請状

一博奕遊女其外むさとしたる人の出入多、又者何事によらず不審に被存候義有之に付而、年寄并町中よりあらため被申候時、無実を被申懸候様に面々腹立仕ニ付而、却而町中之申事出来仕候事多御座候、向後は何事によらず不審に被存知候義有之時、年寄町中より使を被立候ハ、聊遣恨に不存、一々巨細に可申明候、(後略)

ここには、年寄の権限と町中の総意とは懸隔していないという前提があるけれども、町年寄からの審問や穿鑿には反抗してはならず、町年寄の指示にはすなおに従うことが町運営の円滑化につながるという構図が示されている。もちろん、この請書は「京都町々年寄可相定触状」に対応したものであるから、町年寄の指導監督権確保の背景には、

町民に信頼される町年寄、行政的手腕のある町年寄でなければならぬということが、必要条件として設定されている。

こうして、町共同体の行政的自治機能は、町共同体内部に統率するものと、統率されるものという縦型の構造をつくり出すことから強化されていった。行政的な自治機能の強化とは、町共同体の構造や運営の方式を画一化し、均質化していくことである。奢侈を禁止し、無駄を省くという名目で、町費の出費から町規約、町共同体の慣習にまで支配者が干渉し、町役人の人数や任期をも一方的に決定するようになるのは、寛文八年の京都町奉行成立によって、一層きめ細かな都市行政が推進されるようになることと対応していく。

三 町づくり自治の形成

自らの生命と財産を守るために互いに団結し、地縁的な生活共同体として形成された町は、町共同体の構成員であることによって、生命と生活を共同体から保障され、保護されるといふ共同体の原点を堅持していた。

『冷泉町記録』によれば、元和六年（一六二〇）三月に定められた町規則に次の一条がある。

火事出来仕候家々、こくちより式間め迄^ヲ、惣町中とて家ヲこほしきり、後に惣中より本之ことく、すこしも無相違立なおし返し可申候事

これは、こぼち消防による破壊家屋の建直し費用を町中で負担するという点において、町による生活保障の典型といえよう。しかし、この場合、火事といういわば特別な事態のなかでのことである。そこで、もっと日常的な事例でみると、宝暦六年（一七五六）の『塩竈町文書』に、「金銀餓無心、其外何事によらすねだれかましく申参り候もの有之候節ハ、其家より向隣近所へ、そと子もの下女にても御案内可被成候、案内候ハ、家持借屋ニ不限早速近所より皆々立寄、無事ニ事済候様ニ、常々相互ニ其旨御心得置可被成候事」とある。これは、ゆすり・たかりや押し売りの類が来た時は、隣り近所へ助けを求め、皆で解決しましようという申し合せである。

また、「中之町法式」¹⁴には、「身上不如意にて之儀者勿論、無左候而茂商売筋之入用ニ付銀子調達致度町中江御頼

有之候者其趣聞届、時之年寄・五人組印形次可申候」とあるように、町内困窮者のために町の人が、家質の保証に立つことによつても、町の相互扶助的な機能がわかる。もし、返金できない場合は、町中がその返済に関係することになるのである。時代は下るが、安永七年（一七七八）燈籠町では、身よりのない困窮者のために、町中で借金を返済したばかりではなく、老衰となつたその人の宿料を払い、月に米二斗を与えて養つてゐる。⁽¹⁵⁾

もちろん、経済的な面だけでなく、精神的な面においても、困つた時はいつでも助けあつたのである。享保八年（一七三三）十月に改められた「室町通蛸葉師町之法式」⁽¹⁶⁾に、

一 町内之義者親疎に不限互ニ睦敷可致儀ニ存候、難儀之事出来候節、又者孤独之人など互ニ相救候様ニ相心得、諸事念比ニ可相交事ニ存候

という条文がある。また、『二条西洞院町文書』の享保十一年一月に改められた町規則にも、「町内ニ憂、又ハ不吉等有之候ハハ、相互ニ隣家向杯者不遠慮無之様ニ嚙可申事」とある。なお、寛政九年（一七九七）五月に定められた、山名町の町規則⁽¹⁷⁾にも、

一 町内ニ、困窮之仁有之候ハ、相応ニ合力致可遣事
一 町内子息方、心得違ニ而、両親之異見不用仁有之候
ハ、町中立会異見可致候事
という条文がある。

生活共同体としての町が、経済的或いは精神的を問わず、相互扶助に大きなウエイトを置いていたことは、いまみたとおりであるが、そうした相互扶助は、町内の和へと結ばれ、町運営の潤滑油として機能した。

前掲の山名町の町規則には、「和」を乱した時の処理の仕方まで書かれている。

一 町内之仁同士、口論又ハ不和ニ相成候ハ、其訳被
存候仁より役目衆え被申入候而、右挨拶をいたし、
和談為致可申候事

但、挨拶聞入不申仁は、町中省、同席致間鋪事
という条文がそれである。息子が言うことを聞かないような時や、些細な事の時は、町中で話しあつて解決するが、手におえなくなると、役人に訴え、支配権力をかりることとなり、さらには、町から排除されるのである。

また、そのほかに、町内の和ではないが、天保二年（一

八三二)に増補された歎喜町の町規則⁽¹⁸⁾では、親子、兄弟、

夫婦、召使いの間の和をも強調している。おそらくは、家庭内の和をもって、町内の和へとつなげていこうとしたのであろう。勿論、町内が円満であれば、犯罪の防止にもつながってゆくのである。

つまり、人々は、家業や家産の維持保全のために町の協力を促す必要があり、協力しあうためにも、和というものを大事にして、町共同体としての連帯意識をたかめていったのである。

そこで、家業・家産の維持保全という面において町規則を検討してみると、職業規制に関する条文が必ずといっていい程入っていることに気がつく。

初期に定められたものは、幕府の法令によるもので、牢人・キリシタンといった類が、町内居住を禁止されている。これらは、関ヶ原合戦や大坂の陣の残党取締及びキリスト教禁止という幕府の政策上、治安を守るという意味においてしかたがないものであるが、時代を経るにつれて、町内居住を禁じられる職種が増えてくる。次に一例を挙げてみよう。

借屋借シ申間敷事

一 藍染屋	一 湯屋	一 風呂屋
一 葉鑪屋	一 鍛冶屋	一 木地屋
一 薄屋	一 竹屋	一 なめし屋 ふすへや
一 突米屋	一 油しめ屋	一 材木屋
一 桶屋	一 飛脚屋	一 鋳物屋
一 合羽屋	一 打綿屋	一 馬屋
一 道具夜市道具之会取売		

右之外ニも、人之きらひ申職人、又ハ、火之用心悪敷家業人ニハ借シ申間舗事、並家為買申事も、右ニ同前之事

これは、享保元年万里小路八幡町で定められた「諸事町中式目之定」⁽¹⁹⁾の一部である。このほかにも、他町では、式番屋、酒屋、煮売屋、大工、問屋、猿楽、検校、茜屋、両替商等が禁止されている。さらに、「作庵町文書」の寛政二年の町定には、「人之出入多き類、又は、正しからざる商売之者無用候事」とある。

これらを分析してみると、条文にもあるように、人が多く出入する職や火の用心の悪い職といった防犯・防火とい

う治安維持に関する職種と、悪臭・騒音等によって人に嫌われるような職、いわば今日で言う公害的な職種が規制をうけているといえる。

また、上善寺町のように共倒れしないようにと、一町内に同じ職種の営業を認めない町もあれば、逆に、中立売町の町規則に、

当町糸商、呉服之外一切家職被成間敷事、若、押而此外ニ被成候ハ、町中として堅可被仰理候、但、今日迄仕来られ候家職ハ、不及是非候、それも表にて呉服之商被成故御堪忍被成事

とあるように、同じ職種しか認めずに、同業者町を形成している町もある。そして、さらには、新しく商売を始めることを許さない町や、資格審査をする町もある。

なぜ、このような職業規制が行なわれるのであろうか。

当時の町人の家は、店と住居が一緒であり、道路沿いの表で商いをして、奥に住んでいたため、現在のように、職場と家庭といった区別はなく、町は「生活の場」であると同時に「生産の場」でもあったのである。それゆえ、生活を脅かすような職を町から排除して、安らかな生活を確保

し、或いは、お互いに協力することにより、自分達の利益を守ったのである。

ところで、規制を受けている職種は、どの町でもだいたい同じであるが、ある町においては拒否されているのに、別の町では喜んでむかえられることがある。これは、規制の基準が各町々によって違うためであろう。各々の町の構成要素や環境が異なっておれば、当然のことといえよう。規制を受ける職種の中には、米屋や湯屋・風呂屋のように都市としての機能を果たすうえで重要な職種であるものも多く、たとえ一部多少の不都合があるにしても、得る利益の方が多ければ、認める町もでてくるのである。

以上のように京の町の人は、町というものを生命と財産を守る共同体として認識し、自分達の町は生活保障まで含めて、自分達の手で守り育てていこうとしたのである。

職業規制により、生活を保障し、環境保全をはかっているのとは別に、中立売町の「定」にみられる「誰々によらず、声高ニおいてハ、其家へ当町中衆出合、相さはくへき事」という条文や、『歎喜町文書』の宝暦九年（一七五九）の「定」の「当町極メ家附としてから日一からの定、商売手

ニ而も同前ニ御座候、尤、商売勝手ニ而致増候節は、町中相談之上如何様共可被成候」という条文にあるように、生活のなかの騒音じたいを問題にしている町もある。

このように、町を生命と財産を守る共同体として認識して、住みよい町づくりを行なっているのであるが、清和院町のように特殊なケースもあるので次に挙げてみよう。

一家作仕候ハ、地形つき申節町中相談仕、上下むか

ふを見合町並能様ニ仕へく候事

一表蔵、堅法度之事

これは、寛永十六年（一六三九）十一月十一日に決められた町規則の一部であるが、寛文十三年（一六七三）六月十六日に改訂された、

昔より、当町は何も商見せにて、奥住居ニして表たいへい之家菅軒も無之候、今度火事ニ付、かり屋之奥住居、かりのたいへいは格別之義也、いつまでも永々敷たいへいにして、昔よりの町なみちかへ候事仕間敷候、但、表を借屋ニたて、奥住居はくるしからず候、然間、表かりへいをそろうニ仕立可申候、町中寄合如此候

という条文を合せみることにより、この町がいかに町並みの美観保全というものを力を入れていたかがわかる。これは、自分達の町であるという意識が強かったためであろう。

また、表蔵に関していえば、表蔵は、町並みの美観を損なうばかりでなく、表の方に入口が向いていないために不都合であったと思われる。表通りに入口が面しているという事は、外から声がかげやすく、内にいても外の声が聞えるという点で、町の連帯感を強めるのに役立つていたのである。

町並みの美観保全については、中立売町にも似たような定がある。家を継ぎ建てる場合には、両隣と軒の高低がないうようにして、もし問題が起これば、町中で裁判して解決するようにというもので、こちらは、どちらかといえば日照権等の問題をも含んでいるようである。

もともと、寛永十九年には、所司代板倉重宗が出した町触で、「町人作事、今より以後、結構に仕まじき事」と命じ、大坂の例ではあるが、貞享三年（一六八六）には、町並みやおだれ（通り庇）の不揃いが目立つので、今後新築の機会

をとらえて「其町々にて家並揃候様に仕べき事」と町並み修景の指導をしている。⁽²⁷⁾また、元禄期には、「新家改触⁽²⁸⁾」を出して、町家の新築に制限を加えたのである。これは、「民、百姓は分限に應ずべきこと」という幕府の方針が基本にすえられており、町並みが悪いと消火の際の妨げとなるので、それを防ぐ意味もあつたと考えられる。

しかし、前掲の町々は、時期的にいつても幕府の影響を受けて町並み景観を良くしようとしたのではない。享保八年に定められた鰻頭屋町の「家作り格子路次古来より無用之事⁽²⁹⁾」という条文からもわかるように、町の内部よりの相互規制であり、住みよい町づくりの一端として、調和と統一がはかられたのである。

おわりに

近世京都における町とは、相互扶助をその基礎精神として、住みよい平和な町をつくるべく団結した地域団体であり、為政者によって行政の末端に組み込まれ、都市の治安維持に幕政の徹底に利用されたのである。そのために、幕府から様々な規制をうけているといえる。

そして、私達からすれば、個人的できわめて私的な事項までも、干渉されているようにみえるが、当時の人々にとってはそうではなく、平和な生活を送るための最低必要条件であつたのである。

また、町は、生活の場であると同時に生産の場であることより、町の生業によって、町の形態も異なり、それぞれの特性というものが生じてくるといえる。

本論文において、町規則を分析することによって、「町」という地域共同体の自治機関のあり方と、町自治の機能について述べてきたわけであるが、その結果、町住民に流動性があるにもかかわらず、町内の団結が強固であるという一見矛盾した現象がみられることがわかつた。これをどう解釈すべきか。また、町内部に存在する身分的階層差というものが、町自治及び住民に与えた影響とは何か。近世統一権力の政策によってになわされてきた行政的自治機能と、一方自生的に町共同体で培われてきた町自治との相互関係はいかなるものか等、いくつかの疑問が残されたので、今後の課題としたい。

都市構成の基本単位である「町」を研究するには、都市

全体としての政治・経済をぬきに考えることはできないし、また、全国的視野からの考察が必要である。その点においても、都市の動き及び幕府の都市政策といったものを背景におきながら、研究してゆかなければならない。

一方では、支配者に利用されながらも、自分達の町であるという意識をもって行なわれた町づくり、団結力の強さといったものには、目をみはるものがある。他人の事は、無関心である現代人にとって、現代の自治というものを考えなおしてみる必要があるのではないだろうか。

それはさておき、私の作業は、文書の写真版を読むことから始まったのであるが、なかなか思うように進まず、引用した史料の中にも読み誤りがあるのでと憂慮するしいである。さらに、適切な史料となるものを見つけることができず、はがゆい思いであった。

最後に、御指導をいただいた鎌田道隆先生をはじめ、史料の閲覧でお世話になった旧京都市史編さん所（現京都市歴史資料館）の方々に、心よりお礼を申しあげたい。

〔註〕

(1) 昭和十九年三月二十五日、元京都市公同組合聯合会事務所

発行、上・下二巻。

但し、本稿で問題とする部分は上巻に収められている。後述の『京都の歴史』と同様に示唆されるところが多かった。

(2) 昭和四十三年（五十二年）、学芸書林刊、全十巻。

但し、本稿のとりあつかう時代に関する巻は、第三巻（第六巻）。

(3) 『京都の歴史』第四巻五六四ページ及び『公同沿革史』一四七ページによる。

(4) 『史料 京都の歴史』第七巻「橋西三丁目文書」の中の「借屋請状」（二八九ページ～二九〇ページ）によれば、「天保元年（十四年）迄の間に、南側では、少なくとも百一件の借屋契約が結ばれており、借屋世帯数は二十五軒（天保二年）であり、頻繁に入れ替わっていたことがわかる。」とある。

(5) 岡山においても同様であったらしく、中部よし子「城下町」（二六三ページ）によれば、「町政に参加できたのは家持町人のみ、借屋人は負担も少ないかわりに、自治に参加できなかった」とある。

(6) 『京都の歴史』第六巻三六七ページ、「北観音山町文書」。

(7) 右同書三六八ページ、「西村彦兵衛家文書」。

(8) 『史料 京都の歴史』第十二巻五六四ページ、「郭巨山町文書」（慶応三年八月）。

(9) 『中井家文書』（長香寺蔵）。

(10) 瀬田勝哉「近世都市成立史序説」（『日本社会経済史研究』中世編所収）によれば、近世都市における土地所有は、基本

的には町を単位とする共同体的土地所有であるという。すなわち、町共同体の成員である家持は、実際には家屋所有を通じて町内の土地を占有しているだけであり、家持が個人的に土地を所有しているわけではない。それは家屋敷の売買・譲渡が、個人間の契約だけで実現しえず、町共同体の承認を必要とすることからもわかる。一見、家持の個人的土地所有にみえるけれども、その背景には町を単位とする共同体的土地所有が貫徹しているという。

- (11) 『史料 京都の歴史』第三卷四六一ページ、『冷泉町記録』。
- (12) 右同書四三五ページ、『金戒光明寺文書』。
- (13) 右同書四四五ページ、『西方寺町文書』。
- (14) 『公同沿革史』上巻三二二ページ。
- (15) 『史料 京都の歴史』第十二卷一五六ページ、『燈籠町文書』。
- (16) 『公同沿革史』上巻三五九～三六六ページ。
- (17) 『史料 京都の歴史』第七卷五六～五六二ページ、『山名町文書』。
- (18) 『歓喜町文書』(京都市史編さん所撮影、マイクロファイル)。
親子兄弟夫婦を始召遣ひし下女小者二至迄陸間敷渡世致候、(以下略)
- (19) 『公同沿革史』上巻三五六ページ。

(20) 『史料 京都の歴史』第七卷五一〇～五一二ページ、『上善寺町文書』によれば、天保二年十一月と嘉永四年四月に新しく町に入って来た人に、町内の同商売を防げないよう「一札」を書かせて、同じ商売をしないように誓わせている。

(21) 『史料 京都の歴史』第七卷二二八～二三〇ページ、『諏訪家文書』(明暦二年以前)。

(22) 『室町通鎗兼師町之法式』(前出)によれば、家売買之事の条に「絹布商之外ハ古来より売買無之候」とある。これは町構成の主要職業としていたためである。

(23) 『諏訪家文書』(前出)。

(24) 『史料 京都の歴史』第七卷二二六～二二八ページ、『清和院町文書』。

(25) 右同書二二二～二二五ページ、『清和院町文書』。

(26) 『諏訪家文書』(前出)。

(27) 『歴史の町なみ・京都篇』(保存修景計画研究会・西川幸治)三三三ページ引用。

(28) 『元禄覚書』人之巻。

(29) 『公同沿革史』上巻三六八ページ。

(一九八二年三月卒業)